

## 2 条例の特色

この条例は、都民の消費生活に関し、都が実施する施策について必要な事項を定め、都民の自主的な努力とあわせて、消費者の権利を確立し、都民の消費生活の安定と向上を目的としています。

### ◎条例の特色

- 1 前文に、条例制定の背景・趣旨、条例の規定の実効性確保の必要性を明示していること。
- 2 6つの「消費者の権利」を掲げ、その権利確立のための施策を規定していること。
- 3 「都民の参加と協力」の下に施策を講じるとしていること。
- 4 「不適正な取引行為の禁止」を詳細に定めていること。
- 5 重大不適正取引について禁止命令を設け、罰則（過料）を規定していること。
- 6 消費生活相談・苦情処理、消費者教育等、消費者を支援していること。
- 7 「知事の調査、指導・勧告、公表」を定め実効性を確保していること。

### ◎消費者の権利

昭和50年の制定当時に5つだった権利は、平成6年の改正で「消費者教育を受ける権利」が加えられ、現在は6つの権利となっています。各種の行政施策を適じてこれらの消費者の権利の確立に向けて努力していくという、東京都の姿勢を内外に示しています。

- 1 消費生活において、商品又はサービスによって、生命及び健康を侵されない権利
- 2 消費生活において、商品又はサービスを適切に選択し、適正に使用又は利用をするため、適正な表示を行わせる権利
- 3 消費生活において、商品又はサービスについて、不当な取引条件を強制されず、不適正な取引行為を行わせない権利
- 4 消費生活において、事業者によって不当に受けた被害から、公正かつ速やかに救済される権利
- 5 消費生活を営むために必要な情報を速やかに提供される権利
- 6 消費生活において、必要な知識及び判断力を習得し、主体的に行動するため、消費者教育を受ける権利

## ◎都民の参加と協力

### ① 都民の申出

消費生活条例では、知事に対する「都民の申出」制度を設け、都民一人ひとりがこの条例を活用し都政に参加する途を開いています。（第8条）

#### ●申出制度の趣旨

本条例は、6つの「消費者の権利」掲げ、その権利確立のための施策を規定していますが、知事が権利実現のための具体的施策を怠っている場合には、都民の申出により、知事にその実施を促すことができます。

※具体的な被害を被った被害者等が個別的な被害の救済を求める申出（第28条）とは異なります。

#### ●申出ができる内容

条例の定めに違反する事業活動により、又は条例に定める措置がとられていないため、消費者の権利が侵されている疑いがあり、その権利の侵害が申出者個人にとどまらず、広く都民に及ぶようなときに、都民は知事に対して条例違反行為の是正や新たな基準等の設定などの措置を求めることができます。

【例】

「条例の定めに違反する事業活動」

- ・ 条例第2章以下の規定に違反する事業活動。例えば、事業者が指定されている商品の表示を行わないような場合

「条例に定める措置がとられていない」

- ・ 知事が新たな不適正取引行為を追加しなければならないところ、それがなされていない場合
- ・ 知事が安全性に関する調査を実施して消費者に情報を提供しなければならないところ、それがなされていない場合
- ・ 知事が国に対して措置要求等（第6条）すべきところ、これをしていない場合

#### ●申出ができる人

都民（個人でも、団体でもかまいません。）

#### ●申出の方法

申出は、口頭でなく「申出書」を作成して、郵送、電子申請又は持参により提出してください。

「申出書」には、右記を参考にして、申出内容をできるだけ具体的に書いてください。

#### ●「申出書」の提出先

東京都生活文化スポーツ局消費生活部企画調整課です。

#### ●申出の処理

東京都は、この申出を受理した場合、必要な調査を行います。申出の内容が事実であるときは、この条例に基づく措置その他適当な措置をとります。

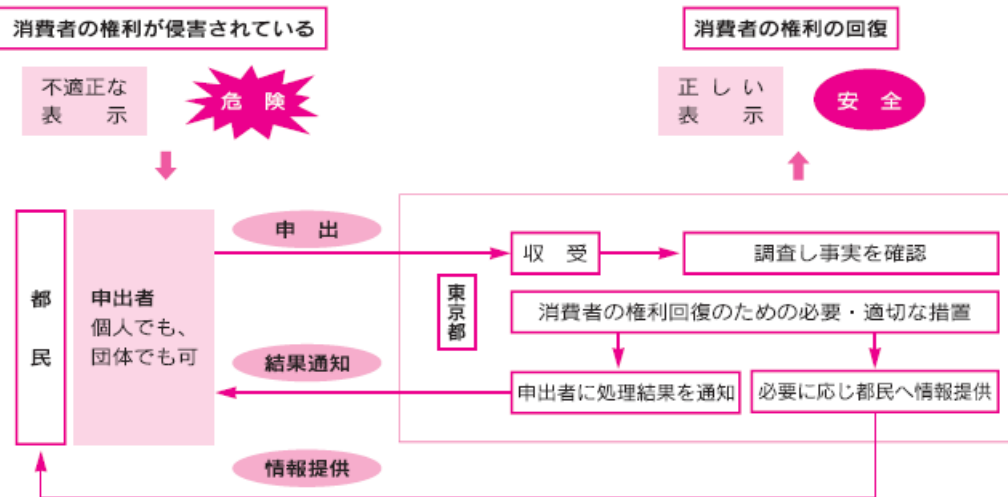
申出者には、申出の処理の結果を通知します。また、必要がある場合には、都民に申出の内容その他を情報提供します。

#### ●申出書の書き方

申出書	
	年 月 日
東京都知事 殿	申出者の郵便番号・住所 氏名又は名称
東京都消費生活条例第8条の規定に基づく申出について	
東京都消費生活条例第8条の規定に基づき、下記のとおり消費者の権利が侵されている疑いがあるので、適当な措置をとるよう求めます。	
記	
1	申出の趣旨 (条例の定めに違反する事業活動の内容、条例に定める措置がとられていない事実、その権利の侵害が申出者個人にとどまらず広く都民に及ぶ可能性)
2	求める措置の内容 (条例違反行為の是正・新たな基準等の設定など求める措置、当該措置を必要とする理由等)
3	その他参考となる事項 (権利侵害状況の詳細、同様の権利侵害を受けた者の証言等、消費生活センターや消費生活アドバイザー等有識者等の意見等)

申出制度は、申出者の抱える個別のトラブルを解決することを目的としたものではありません。

## ●申出のながれ



## ② 東京都消費者月間

東京都の消費者月間である10月を中心に、年間を通して都内の消費者団体と東京都で協働し、「東京都消費者月間事業（愛称「くらしフェスタ東京」）」を実施しています。



### ●事業の目的

- ・都民に対して、消費者としての権利と役割の自覚を呼びかけます。
- ・都内の消費者団体相互のネットワークをより深め、広げていきます。
- ・消費者団体と事業者・行政、学校などとの協働を進めていきます。

### ●事業の仕組み

- ・消費者団体と東京都で実行委員会を構成し、事業費と役割を分担し、共催します。
- ・実行委員会の企画により、その年の事業内容を決定します。

### ●事業の内容

- ・「見て、聞いて、話そう！交流フェスタ」・・・消費者団体、事業者・行政等が参加型の展示・ミニセミナーなどを行い、消費生活に役立つ情報を提供します。
- ・「メインシンポジウム」・・・身近で話題性のあるテーマについて、都民、事業者、行政に向け、情報発信や意見交換をします。
- ・その他、地域毎に関心が高い企画や農業経営者との交流、エシカル消費をテーマとした学習会など、毎年様々な活動を行っています。